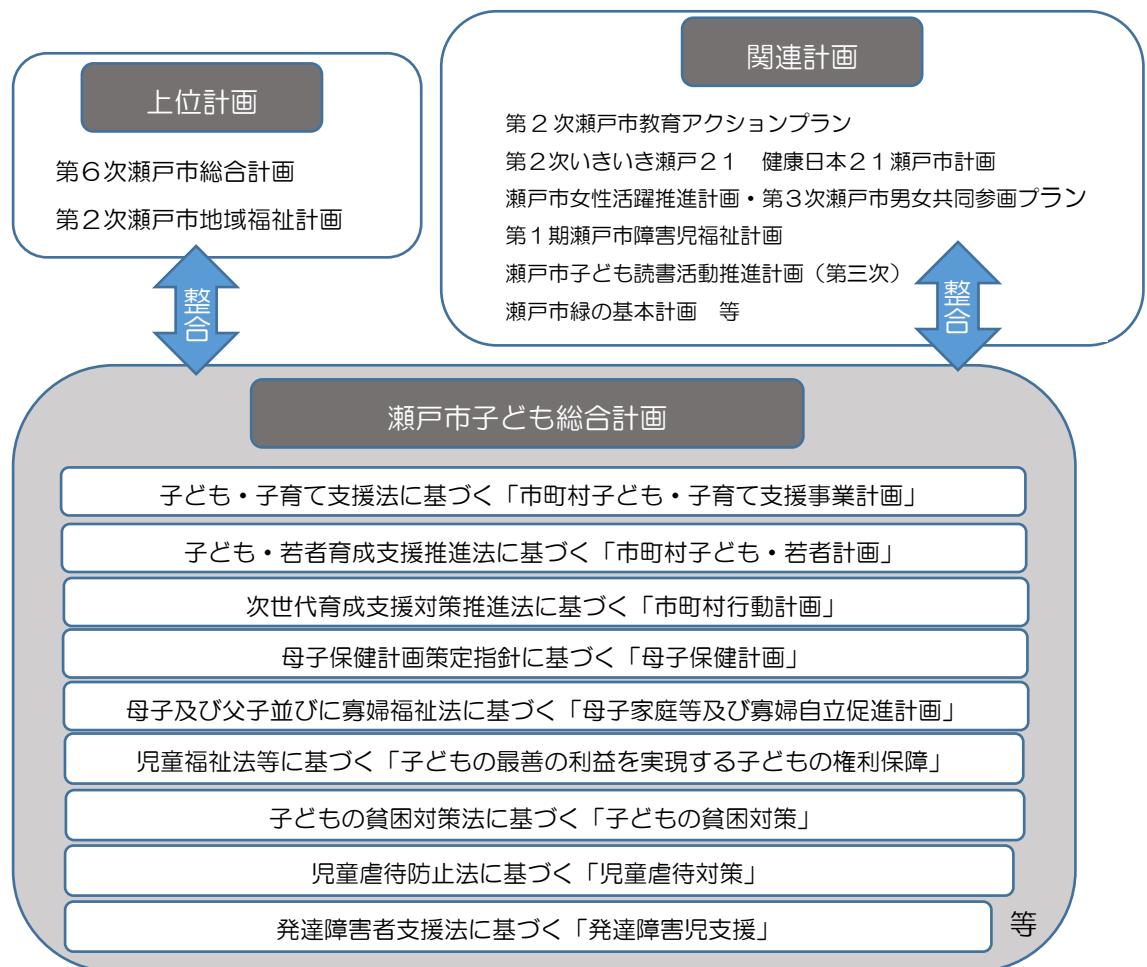


瀬戸市子ども総合計画骨子（案）

1. 計画の位置づけ

本計画は、子どもに関する包括的・総合的な計画である（下図参照）。
児童福祉、母子保健分野等子どもに関する法令等をすべて包括した内容とする。
策定にあたっては、上位計画や関連計画等、組織横断的分野の整合性をはかる。



2. 計画の対象

本計画は、妊娠期を含めた0歳から概ね20歳代までの子ども及び青少年並びにその子どもや青少年を養育する家庭・地域等を対象とする。

3. 計画の期間

本計画の期間は、2020年度から2024年度までの5カ年とする。